

社会福祉法人四ツ葉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 四ツ葉会(以下「当法人」という)定款第8条および第21条の規定に基づき、理事、監事及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 役員等に対して、評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会、監事監査又は行政庁監査(以下「会議等」とする)への出席に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。

2 役員で職員としての立場を有するものに対しては、報酬は支給しない。

(報酬の額の決定)

第3条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給する。

(会議等の出席1回につき、5,000円)

2 理事には、各年度の総額が一人あたり60,000円を超えない範囲で、報酬を支給する。

(会議等の出席1回につき、5,000円)

3 監事には、各年度の総額が全員で300,000円を超えない範囲で、報酬を支給する。

(詳細は役員等報酬規程 別表による)

(費用弁償)

第4条 役員等の費用は、理事長の指示又は理事会の委任を受け第2条1項の職務以外の法人業務を行う場合、当法人の旅費規程により費用を弁償する。

(報酬の支給方法)

第5条 報酬は、通貨をもって、その会議等の都度、本人に支給する。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附則

この規程は、平成 29 年 6 月 17 日（評議員会の議決日）から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

この規程は、平成 30 年 7 月 1 日から適用する。（監事報酬額の変更）

社会福祉法人 四ツ葉会 役員等報酬規程 別表

H30. 7. 1

<監事報酬額詳細>

<項目>	監事Ⅰ	監事Ⅱ
	社会福祉事業について識見を有する者	財務管理について識見を有する者
評議委員会出席（1回）	5,000	30,000
理事会出席（1回）	5,000	30,000
監事監査（1日）	5,000	50,000
テレビ会議（1回）		10,000
その他会議等出席（1回）	5,000	30,000
交通費		旅費規程による